[別添 通知 2]

国都下管第10号平成16年3月30日

各都道府県下水道担当部長 殿 各政令指定都市下水道担当局長 殿

> 国土交通省都市・地域整備局下水道部 下水道企画課下水道管理指導室長

下水処理場等の維持管理における包括的民間委託の推進について

下水道の整備の推進に伴い、今後、維持管理すべき下水道施設のストックが着実に増加していくことが見込まれる中で、下水道の維持管理についてその質を確保しつつ、コストを縮減し、効率的な事務を行うことは、地方公共団体の厳しい財政状況下において極めて重要な課題である。

下水道の維持管理業務については、既に9割が民間に委託されているが、従来の委託では、あらかじめ人員の配置等が詳細に定められるなど、所定の仕様に基づく発注がなされるのが通常であり、業務の効率化の点で民間事業者の創意工夫が働き難い傾向があった。このようなことから、国土交通省においては平成13年4月に、「性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン」をとりまとめ公表・通知(平成13年4月23日 国都下管第3号 下水道管理指導室長通知)したところである。

また、下水道の維持管理について、民間事業者の創意工夫を活かし、事業の効率化を進めるため、「設備の維持修繕、料金設定への関与等を含めた包括的な民間委託を推進する」旨の閣議決定もなされたところである(「規制改革推進3か年計画(再改定)」(平成15年3月28日))。

これらを踏まえ、下水処理場等の維持管理における性能発注を基本とした包括的民間委託について、各都道府県、政令指定都市においては、下記事項に留意の上、その実施について積極的に 推進するよう努められたい。

なお、貴都道府県内市町村(政令指定都市を除く。)にもこの旨周知をされたい。

記

1. 下水処理場等の維持管理における包括的民間委託の意義

下水処理場等の維持管理における包括的民間委託(以下「包括的民間委託」という。)とは、 下水処理サービスの質を確保しつつ民間の創意工夫を活かした効率的な維持管理を行うための 新たな方式であり、

- 1)性能発注方式であること に加え、
- 2)複数年契約であること

を基本的な要素とするものであること。

この場合、主要な業務である下水処理場の運転、保守点検に加え、清掃、建物管理等、ユーテイリテイの調達、あるいは補修などの業務を含めることが一般的である。

2.包括的民間委託の実施に当たっての留意事項

包括的民間委託の実施に当たっては、特に以下の点に留意すること。

イ.委託できる事務の範囲について

包括的民間委託において民間事業者に委託できる業務は、下水処理場等の運転、保守点検、補修、清掃等の事実行為であり、排水区域内の下水道の利用義務付け、悪質下水の排除規制、物件の設置許可、使用料等の強制徴収、監督処分等の下水道管理者が行うべき公権力の行使に係る事務等については委託できないこと。

地方公共団体には、包括的民間委託により民間に業務を委託する場合においても、下水道 法第3条に基づく下水道管理者として本来行うべき権限、事務を適切に行使する責任が存す ること。

口.適切な維持管理業務実施の確保について

包括的民間委託においては、業務実施について性能の確保を条件に受託事業者の自由度を 許容するが、具体的な業務は契約書(契約書別紙(特記事項書等)を含む。) 受託事業者から提出される事業実施計画書等(以下これらを「契約書等」という。)を基本として、委託者 と受託者の責任分担を明確化した上で実施されるので、これら契約書等の作成については専 門的な知識を有する者が業務内容を十分検討したうえで決定することが重要であること。

また、契約書等の作成については、求めるべき業務の水準の確保を踏まえ、業務実施にかかる技術的な観点、施設の機能確保の的確性等に特段の配慮をもって行うことが必要となること。

八.民間事業者の選定について

包括的民間委託においては、受託事業者の適切な選定が特に重要であること。

このため、公正性、透明性の確保された選定手続きにより、委託料金だけでなく事業者の 有する技術的能力、業務執行能力、財産的基盤等を適正に評価した上で選定することが必要 であること。

また、包括的民間委託にあっては、民間事業者が下水処理場等の運転操作等の維持管理を行うので、民間事業者が地方公共団体の補助者となる仕様発注方式とは異なり、民間事業者側に下水道法施行令第15条の3各号に掲げる資格を有する技術者(以下「有資格者」という。)を置き、業務に当たらせることが必要となること。

二.責任分担の明確化について

包括的民間委託の契約書等において、口を基本としつつ、特に、性能未達時や異常時・災害時における責任の所在、具体的な対応等について明確化しておくこと。

ホ.施設の状況把握等について

性能発注方式の前提として、下水道管理者は現有施設の機能等について正確な状況把握を 行うこと。また、具体的な業務実施を規定する契約書等の基礎資料となるので、現有施設の 機能等について、受託事業者の選定の際に十分な情報提供を行うとともに、契約締結等の際 にあらかじめ受託事業者に確認させること。

へ. 受託事業者のサービス水準の監視・評価について

包括的民間委託の契約において民間事業者が確保すべきこととされたサービス水準について、年度毎定期的に、さらに必要に応じてその達成状況を監視できる体制を整備すること。また、年度毎の評価に加え、次回以降の委託業務がより効率的、効果的に行われるように、包括的民間委託の契約期間の終了に当たって、業務実施内容等の事後評価を行うこと。

ト.業務実施の確実性について

上記口からへまでの業務実施の評価、配置される技術者が有資格者に該当するかどうかの確認等については、契約条件、受託者からの書類の提出によるほか、現場での確認など適切な方法により下水道管理者が責任を持って対応する必要があること。

この場合、下水道管理者の技術的ノウハウが十分でない場合には、下水道管理者は必要に応じて、日本下水道事業団の包括的民間委託支援業務等、専門的知識を有する者による支援を 受けることが必要であること。

チ.技術水準の維持向上について

包括的民間委託にあっては、上記のとおり業務内容について受託事業者に自由度を許容し、また、受託事業者側に維持管理業務が包括的に委ねられることとなるので、受託事業者が現場に有資格者を配置することが必要となる。一方、下水道管理者側では、現場での業務に直接的に携わる機会が少なくなり、その結果として、維持管理に係る技術水準が低下することも懸念されるところである。

しかしながら、包括的民間委託においては、上記イからトにあるように、下水道管理者側に高度な維持管理に関する技術力が必要であり、下水道管理者としてこれらに対応した技術水準の向上を図ることが不可欠である。このため、下水道管理者は引き続き受託事業者の選定、サービス水準の監視、評価等を適切に行う上で必要となる技術水準の維持向上に努めること。

なお、下水処理場等の維持管理に関する技術水準の維持向上を図るための、地方公共団体 及び受託事業者双方の体制のあり方、技術者の育成・確保のための方策などについて、現在 検討を行っているところであり、その結果を踏まえて改めて通知する。

3. その他

- イ.包括的民間委託の円滑な実施のため、下水道処理施設維持管理業者の登録制度、日本下水 道事業団の包括的民間委託支援業務等を活用するとともに、(社)日本下水道協会で取りまとめ られた、「維持管理業務の広域化・委託に関する調査報告書」(平成15年12月)、「下水道 維持管理サービス向上のためのガイドライン』(平成15年5月)等の図書を参考にすること。
- 口.平成15年6月の地方自治法の一部改正により、公の施設の管理に係る「指定管理者制度」が創設されたところであるが、包括的民間委託に係る同制度の活用については、各地方公共団体において、「指定管理者制度による下水道の管理について」(平成16年3月30日 国都下企第71号 下水道企画課長通知)を参考として下水処理場等の維持管理の状況を踏まえ適切に対応すること。

八.適切な発注形態による維持管理の実施について

現在行われている仕様発注方式の中には、発注者である下水道管理者側で作成すべき仕様 書を民間側(維持管理業者など)に作成させ、下水道管理者側が精査せずにこれを利用して 発注している不適切な形態が見受けられるところである。

仕様書は、維持管理の具体的な方法等を下水道管理者側の責任において決定するものであることから、下水道管理者側に有資格者を置き、この有資格者が仕様書の作成等の維持管理業務に責任を持つ本来の仕様発注方式の運用を行うように改めること、または専門的知識を有する者による支援を受けつつ包括的民間委託による発注に移行することなどの適切な体制を整備して対応すること。